

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8月11日
【会社名】	株式会社P A L T A C
【英訳名】	P A L T A C C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 清隆
【本店の所在の場所】	大阪市中央区本町橋 2 番46号
【電話番号】	06-4793-1050 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 財務本部長 田代 雅彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区本町橋 2 番46号
【電話番号】	06-4793-1050 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 財務本部長 田代 雅彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年8月11日開催の取締役会において、平成27年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社とし、伊東秀商事株式会社（以下「伊東秀商事」という。）を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	伊東秀商事株式会社
本店の所在地	千葉県松戸市小金44番地
代表者の氏名	代表取締役社長 伊東 宏武
資本金の額	10百万円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	4,165百万円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	8,355百万円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	化粧品・日用品卸売事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高（百万円）	38,148	41,585	41,487
営業利益（百万円）	286	355	390
経常利益（百万円）	319	402	434
当期純利益（百万円）	188	238	266

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社マツモトキヨシホールセール	100.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

該当事項はありません。

(2) 当該吸収合併の目的

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品をフルラインで取り扱う中間流通業として、サプライチェーン全体の最適化・効率化により人々の豊かで快適な生活の実現に貢献することを目指し事業を展開しております。

こうしたなか、化粧品・日用品などの卸売事業を行う伊東秀商事と合併することで、同社で培われた事業資産・ノウハウの集約、及び中間流通段階における取扱高の増加により、さらなる生産性向上を実現できると判断したものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

当該吸収合併の方法

当社を存続会社、伊東秀商事を消滅会社とする吸収合併を行います。

当社においては会社法第796条第2項（簡易合併）により株主総会の承認を得ずに合併を行う予定であります。

吸収合併に係る割当ての内容

合併の対価として、当該吸収合併の効力発生の直前における伊東秀商事の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する伊東秀商事の普通株式1株につき、金416,700円を割当交付いたします。

なお、当該吸収合併による新株式の交付はありません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及び伊東秀商事が平成27年8月11日に締結した合併契約の内容は、添付の「合併契約書（写し）」のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、当社の財務状況、資本効率などを総合的に勘案し、吸収合併に係る割当てに関し、金銭を交付する方法により実施することについて、伊東秀商事との間で協議した結果、合意に至ったものであります。

当社は、当該吸収合併の割当て金額の公正性を確保するため、当社及び当社の親会社である株式会社メディパルホールディングス（同社のグループ会社を含む）並びに伊東秀商事及び株式会社マツモトキヨシホールディングス（同社のグループ会社を含む）から独立した第三者機関としてG C A サヴィアン株式会社（以下「G C A サヴィアン」という。）に株式価値の評価を依頼しました。

一方、伊東秀商事は、当社と同様に両当事者から独立した、当社が依頼した第三者機関とは別の第三者機関に株式価値の評価を依頼しております。

なお、当社及び伊東秀商事が依頼したそれぞれの第三者機関は、当該吸収合併に関して、記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

当社及び伊東秀商事は、それぞれの第三者機関の算定結果を参考に、伊東秀商事の財務状況、将来見通し等の要因を総合的に勘案し、慎重に協議を重ねた結果、「(3) 吸収合併に係る割当ての内容」に記載の金額のとおり合意いたしました。

株式評価に際しては、G C A サヴィアンは将来の事業活動の状況を評価に反映することが可能なディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「D C F 法」という。）及び上場類似企業との比較による類似会社比較法を用いて、伊東秀商事の株式評価を行いました。上記手法において算定された1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであります。

採用手法	1株当たりの株式価値
D C F 法	383,215円～455,788円
類似会社比較法	410,981円～451,865円

一方、伊東秀商事が依頼した第三者機関の同社の株式評価に際しては、将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F 法を適用し、同社の株式価値評価を行いました。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社P A L T A C
本店の所在地	大阪府中央区本町橋2番46号
代表者の氏名	代表取締役社長 木村 清隆
資本金の額	15,869百万円
純資産の額	現時点では確定していません
総資産の額	現時点では確定していません
事業の内容	化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業

合併契約書（写し）

株式会社P A L T A C（以下「甲」という。）と伊東秀商事株式会社（以下「乙」という。）とは、第1条に定める方法による甲乙の合併（以下「本件合併」という。）に関し、次のとおり合意し、本合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として吸収合併することにより合併する。

なお、本件合併における合併当事会社である甲乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号 株式会社P A L T A C
住所 大阪府大阪市中央区本町橋2番46号

（乙）吸収合併消滅会社

商号 伊東秀商事株式会社
住所 千葉県松戸市小金44番地

（合併に際しての金銭等の割り当て）

第2条

甲は本件合併に際し、本件合併の効力発生の直前における乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲及び乙を除く）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、金416,700円を割当交付する。

（効力発生日）

第3条

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年10月1日とする。ただし、本件合併に係る合併手続きの進行等を勘案して必要があるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

（合併承認総会）

第4条

甲は、本件合併が会社法第796条第2項に規定される簡易合併であるため、株主総会の承認を得ないで合併する。乙は、平成27年8月11日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

（財産の承継）

第5条

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

（会社財産の管理義務）

第6条

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務執行、財産管理・運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

（従業員の承継）

第7条

甲は、乙の従業員全員を効力発生日において、甲の従業員として引き継いだうえで、その雇用を継続する。なお、勤続年数については、従来乙の基準に基づいて通算し、その他の事項については、甲乙別途協議のうえで決定する。

(合併契約の効力)

第8条

本契約は、第4条に規定する乙の臨時株主総会の承認が得られなかった場合、又は、法令上必要とされる関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、本契約締結日に遡及して効力を喪失する。

(契約内容の変更及び解除)

第9条

本契約締結後効力発生日までの間に、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に隠れたる瑕疵があることが判明した場合には、甲及び乙は、協議のうえ、本件合併に係る合併条件その他本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第10条

本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、これを決定する。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通ずつを保有する。

平成27年8月11日

甲 大阪府大阪市中央区本町橋2番46号
株式会社P A L T A C
代表取締役社長 木村 清隆

乙 千葉県松戸市小金44番地
伊東秀商事株式会社
代表取締役社長 伊東 宏武

以 上